

制度導入までのスケジュール

登録申請書は
令和3年10月1日
提出が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請書の
受付開始

インボイス制度
の導入

適格請求書発行事業者になろうとする事業者は「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」の提出が必要です。

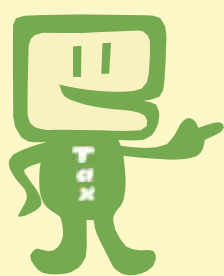
登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※登録番号は、法人番号がある事業者は「T+法人番号」、それ以外の事業者は「T+13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。

「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の注意点

- ① 売り手である登録事業者は、買い手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、適格請求書（インボイス）を交付しなければなりません（交付した適格請求書（インボイス）の写しを保存しておく必要があります）。
- ② 買い手は消費税の仕入税額控除の適用を受けるために、原則として取引相手（売り手）である登録事業者から交付を受けた適格請求書（インボイス）^(※)の保存などが必要です。

（※）買い手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（適格請求書に記載が必要な事項）が記載され、取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



登録申請手続は、 e-Tax をご利用ください!!

- ✓ 「e-Taxソフト（WEB版）」、「e-Taxソフト（SP版）」をご利用いただく
と質問に回答していくことで申請が可能です。
- ✓ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。 説明会サイトへ▶



●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。
【専用ダイヤル】**0120-205-553（無料）**
【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

インボイス制度について詳しくお知りになりました方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



お問合せ 北那覇税務署 ☎098-877-1324